「本校のいじめ防止の取組」について

法による「いじめ」の定義について

いじめは、いじめ防止対策推進法によって「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されています。

社会通念上のいわゆる「いじめ」だけでなく、 従来では「けんか」や「お互い様」と捉えられて いたような人間関係によるトラブルを含めて「い じめ」と捉え、早期に対応することが重要です。 すべての児童・生徒が安全・安心な学校生活を 送るために、今の「いじめ」の定義があります。

(令和6年11月末現在)

次ページ参照

令和6年度の本校の「いじめの認知件数」について

いじめは「覗き込まないと見えません」。軽微なものも含めて積極的に認知することによって、いじめの重篤化を防ぎます。令和6年度11月末時点での本校のいじめの認知件数は、50件です。「生徒が嫌な思いをした」ものについて、アンケートや教員による見取りで発見しています。昨年度と比べて増加していますが、指導率は100%で、再発防止に向けて継続した見守りを行っています。

引き続き「いじめ見逃しゼロ」を目指し、いじめの早期発 見・早期対応を行ってまいります。

本校の「いじめ防止の取組」について

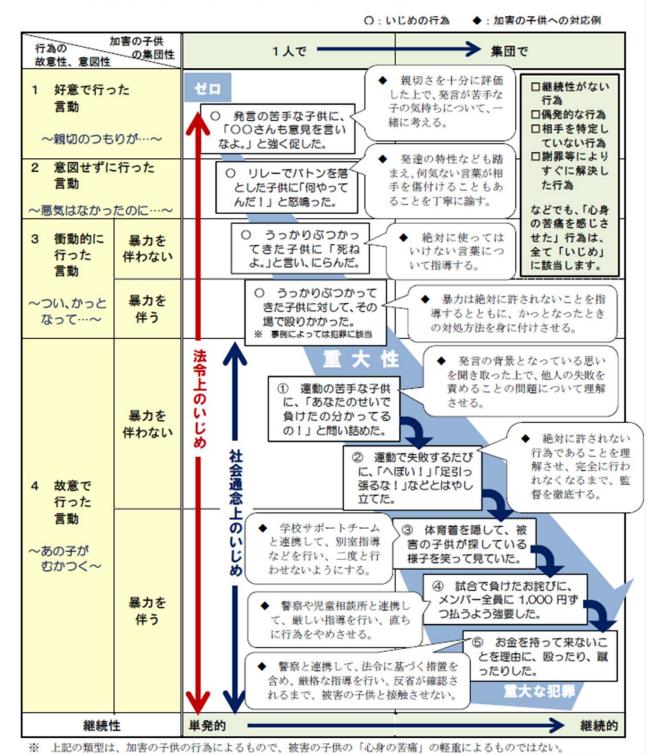
本校では、学校いじめ防止基本方針に則り、いじめに組織的に対応しています。また、週に1回生活指導部会を開き、生徒情報を共有するなど、いじめの早期発見・未然防止に努めています。

お子様のことで何か心配事や違和感を感じたら、ぜひ学級担任に相談してください。学校いじめ対策委員会にて組織的に対応していきます。

● 重大性の段階に応じたいじめの類型(例) ~「いじめ」の定義に基づく確実な認知に向けて~

以下の類型は、あくまでも例であり、いじめの認知に当たっては、被害の子供が「心身の苦痛を感じている」かどうかに鑑み、個別に判断する。

個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性(行為が与えた影響、故意性、加害の子 供の人数、継続性等)を総合的に考慮して、適切な対応を行う。



※ どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。 ※ 「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。

平成28年7月28日東京都教育委員会いじめ問題対策委員会

「「いじめ総合対策」に示された取組の進捗状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層 推進するための方策について(最終答申)」より